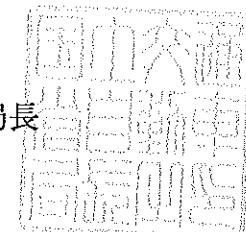


国自技第197号の3  
平成27年3月31日

社団法人 日本建設業団体連合会会長 殿

国土交通省自動車局長



「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正  
について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達  
しましたので、貴会におかれましても、傘下会員（組合員）に対して周知方お  
願いします。

別添

国自技第197号  
平成27年3月31日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿 } (単名各通)

自動車局長

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正  
について

今般、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）別添「基準緩和自動車の認定要領」を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、関係団体等には別添のとおり周知したので了知されたい。

- 「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）の一部改正について

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）新旧対照表

制定 平成 9年9月19日付 自技 第193号

最終改正 平成27年3月31日付 国自技第197号

改 正	現 行
「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）	「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）
別添 基準緩和自動車の認定要領	別添 基準緩和自動車の認定要領
第1 (略)	第1 (略)
第2 用語の定義  この要領における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）、保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）に定めるものほか、次に定めるところによる。	第2 用語の定義  (新規)
(1)～(8) (略) <u>(削除)</u>	(1)～(8) (略) <u>(9)「海上コンテナ用2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定」とは、別添「海上コンテナ用セミトレーラ連結車に係る取扱いについて」（平成15年5月9日付け国道交第17号）別紙「国際海上コンテナ用2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定方法」に規定する試験方法及び判定基準をいう。</u>
(9)・(10) (略) <u>(11)「走行試験」とは、法第35条第1項の「試運転」に該当するものとして、主に本邦で販売することを目的として開発中の自動車（以下「試験自動車」という。）</u>	(10)・(11) (略) <u>(12)「走行試験」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第35条第1項の「試運転」に該当するものとして、主に本邦で販売することを目的として開発</u>

が設計どおりの性能等を備えているかどうかを、実際の使用条件に即して、法第2条第6項の「道路」において運行することをいう。

(12)～(19) (略)

(20) 「バン型等セミトレーラ」とは、細目告示第7条の2、第85条の2及び第163号の2に定めるセミトレーラ（いわゆるバン型、幌枠型、タンク型、コンテナ用、自動車運搬用、あおり型、スタンション型及び船底型のセミトレーラ）をいう。

### 第3 基準緩和の認定を申請することができる自動車

(1) (略)

(2) 分割可能な貨物を保安基準第4条の2（軸重等）に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができるバン型等セミトレーラであって、道路管理者及び都道府県公安委員会から通行が許可されることが見込まれるもの。

(3) 重量において分割可能であるが、長さにおいて分割不可能な貨物（以下、「長尺貨物」という。）のみを保安基準第2条（長さ）、同第4条の2（軸重等）及び同第

中の自動車（以下「試験自動車」という。）が設計どおりの性能等を備えているかどうかを、実際の使用条件に即して、道路運送車両法第2条第6項の「道路」において運行することをいう。

(13)～(20) (略)

(新規)

### 第3 基準緩和の認定を申請することができる自動車

(1) (略)

(2) 分割可能な貨物を保安基準第4条（車両総重量）に定める基準又は第4条及び第4条の2（軸重等）に定める基準を超えて積載しつつ輸送することができるバン型（オーバントップ型を含む。）、タンク型（ミキサー車、粉粒体運搬車等を含む。）、幌枠型、コンテナ用、自動車の運搬用、あおり型（貨物の落下を防止するために十分な強度のあおり及び固縛装置を有するものに限る。）、スタンション型（貨物の落下を防止するために十分な強度のスタンション及び固縛装置を有するものに限る。この場合において、十分な強度のスタンション（前方への貨物の突出を防止するために荷台前部に備えるものを含む。）は、車体に固定されているものであること（以下、このスタンション型を「固定式スタンション型」という。）。ただし、側面に備えるスタンションは、分割可能な貨物の輸送時において装着することが確実であると認められる場合にあっては、脱着できるものであってもよい（以下、このスタンション型を「脱着式スタンション型」という。）。。ただし、側面に備えるスタンションは、分割可能な貨物の輸送時において装着することが確実であると認められる場合にあっては、脱着できるものであってもよい（以下、このスタンション型を「脱着式スタンション型」という。）又は船底型（貨物の落下を防止するために十分な深さ、強度を有する貨物の支え台及び固縛装置を有するものに限る。）（次号において「スタンション型等」という。）であって、当該輸送物品を確実に積載する構造を有するセミトレーラ

(3) 重量において分割可能であるが、長さにおいて分割不可能な貨物（前号の自動車で輸送できる貨物を除く）（以下、「長尺貨物」という。）のみを保安基準第2条（長

6条（最小回転半径）に定める基準を超えて積載し輸送できる構造を有するバン型等セミトレーラ（長さの基準を超える長尺貨物を輸送するスタンション型又は船底型に限る。）

(4) 第1号、第2号又は前号に掲げる自動車であって被けん引自動車であるものをけん引することができる構造を有するけん引自動車（第2号及び前号に掲げる自動車であって被けん引自動車であるものをけん引することができる構造を有するけん引自動車にあっては、道路管理者及び都道府県公安委員会から通行が許可されることが見込まれるものに限る。）

(5) 最大限に積載した国際海上コンテナ（ISO規格の長さ45フィートコンテナ、40フィートコンテナ及び長さ20フィートコンテナであって最大総重量が30.48トンであるもの（以下「45フィートコンテナ等」という。）をいう。）を保安基準第4条（車両総重量）に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができる構造を有するセミトレーラ

（削除）

（6）～（17）（略）

（18）道路を横断する場合に限り運行するものであって、保安基準第2条（長さ）、同第4条（車両総重量）、同第4条及び同第4条の2（軸重等）又は同第6条（最小回転半径）に定める基準を超えて積載し、かつ輸送することができる構造を有する自動車（けん引自動車を除く。）であって、長さ（被けん引自動車にあっては連結時全長）が21.5メートル以下のもの。

さ）、同第4条（車両総重量）、同第4条の2（軸重等）及び同第6条（最小回転半径）に定める基準を超えて積載し輸送できる構造を有するスタンション型等のセミトレーラ（長尺貨物を長さの緩和を必要とせず積載するものを除く。）

(4) 第1号、第2号又は前号に掲げる自動車であって被けん引自動車であるものをけん引することができる構造を有するけん引自動車

(5) 最大限に積載した国際海上コンテナ（ISO規格の長さ40フィートコンテナ及び長さ20フィートコンテナであって最大総重量が30.48トンであるもの（以下「40フィートコンテナ等」という。）、並びに長さ20フィートコンテナであって最大総重量が24.00トンであるもの（以下「20フィートコンテナ」という。）をいう。）を保安基準第4条（車両総重量）に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができる構造を有する被けん引自動車

(6) 前号の自動車を保安基準第4条（車両総重量）に定める基準又は第4条の2（軸重等）に定める基準（「海上コンテナ用2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定」による試験結果が判定基準に適合しているものに限る。）を超えてけん引することができる構造を有するけん引自動車

（7）～（18）（略）

（19）道路を横断する場合に限り運行するものであって、分割可能な貨物を保安基準第2条（長さ）、同第4条（車両総重量）、同第4条及び第4条の2（軸重等）（軸重等にあっては駆動軸にエアサスペンションを装着する車両であって駆動軸重が11.5トンを超えない場合に限る。）又は同第6条（最小回転半径）に定める基準を超えて積載し、かつ輸送することができる構造を有する自動車（けん引自動車を除く。）であって、長さ（被けん引自動車にあっては連結時全長）が21.5メートル以下のもの。

(削除)

(19) ~ (23) (略)

注 (略)

#### 第4 申請者等

1 基準緩和の認定の申請は、基準緩和の認定を受けようとする自動車の使用者（法人にあっては、その代表者。以下同じ。）が行うものとする。なお、第3第14号の申請は、誘導される自動車の使用者と同一の者であって、誘導される自動車1両につき最大4両まで行うことができるものとする。

2 (略)

#### 第5 申請書及び添付資料

1~4 (略)

5 地方運輸局長は、第1項及び第4項に規定する申請書及び添付資料について、使用的本拠の位置を管轄する運輸支局等（陸運部、陸運事務所及び自動車検査登録事務所を含む。以下同じ。）の経由を定めることができる。

#### 第6 審査

1 (略)

2 (略)

(1) ~ (4) (略)

(削除)

(20) 前号に掲げる自動車であつて被けん引自動車であるものを保安基準第4条（車両総重量）に定める基準又は同第4条及び第4条の2（軸重等）に定める基準（軸重等にあっては駆動軸にエアサスペンションを装着する車両であつて駆動軸重が1.5トンを超えない場合に限る。）を超えてけん引することができる構造を有するけん引自動車

(21) ~ (25) (略)

注 (略)

#### 第4 申請者等

1 基準緩和の認定の申請は、基準緩和の認定を受けようとする自動車の使用者（法人にあっては、その代表者。以下同じ。）が行うものとする。なお、第3第15号の申請は、誘導される自動車の使用者と同一の者であつて、誘導される自動車1両につき最大4両まで行うことができるものとする。

2 (略)

#### 第5 申請書及び添付資料

1~4 (略)

5 地方運輸局長は、第1項及び第4項に規定する申請書及び添付資料について、使用的本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）の経由を定めることができる。

#### 第6 審査

1 (略)

2 (略)

(1) ~ (4) (略)

(5) 申請者の保有する自動車の運行管理体制

<p>3 (略)</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 申請に係る自動車が自家用自動車の場合は、当該物品が通常製造され、又は保管されている場所において撮影したことが明らかな当該物品の写真及び資料を確認する。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第3第2号に規定するパン型等セミトレーラ又は第3第4号括弧書きに規定するけん引自動車にあっては、第1項の審査に当たって、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。</p> <p>7 第3第3号に規定するパン型等セミトレーラにあっては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。</p> <p>8 第3第9号に規定する自動車にあっては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。ただし、地域公共交通会議等により道路管理者等の意見など必要な情報が得られた場合には意見聴取に代えることができる。</p>	<p>3 (略)</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 申請に係る自動車が自家用自動車の場合は、当該物品が通常製造され、又は保管されている場所において撮影したことが明らかな当該物品の写真を確認する。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第3第2号及び第3号に規定するセミトレーラ又は当該セミトレーラをけん引することができる構造を有するけん引自動車であつて緩和項目に第4条の2(軸重等)が含まれるものにあっては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者の意見を聴取するものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>7 第3第10号に規定する自動車にあっては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。ただし、地域公共交通会議等により道路管理者等の意見など必要な情報が得られた場合には意見聴取に代えることができる。</p> <p>第7 条件、期限及び制限の付与</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第7 条件、期限及び制限の付与</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第11に基づき基準緩和の認定を受ける分割可能な貨物を輸送するセミトレーラ (脱着式スタンション型のものを除く。) 同表中「車両総重量(004)」については、9から16までのうち該当するもの</p> <p>(3) 第11に基づき基準緩和の認定を受ける分割可能な貨物を輸送する脱着式スタンション型のセミトレーラ 同表中「車両総重量(004)」については、17から21までのうちのいずれかに該当するもの (該当する本数が無い場合は適当な本数に置</p>
--	--

(2) 第12に基づき基準緩和の認定を受ける長尺貨物を輸送するセミトレーラ 同表中「長さ(001)」については19を、「最小回転半径(008)」については、2を付与する。

(削除)

2 (略)

3 地方運輸局長は、第3第11号の自動車について、基準緩和項目がABSである場合には、申請に係る自動車と同一の営業所等に属する自動車の使用状況に応じて、期限を付すものとする。

(削除)

4 地方運輸局長は、第17の規定に基づき第3第18号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、道路を横断する場合に限るなどの必要な制限を付すものとする。

5 地方運輸局長は、第18の規定に基づき第3第20号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、特定地までの一時的な運行であることという条件を付すとともに、審査の結果に応じて、次の各号について条件、期限及び制限を付すものとする。

(1)～(5) (略)

6 地方運輸局長は、第19の規定に基づき第3第21号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、運行は被災地における活動を目的とする場合に限るなどの必要な期限及び制限を付すものとする。

き換えて適用する。)

(4) 第12に基づき基準緩和の認定を受ける長尺貨物を輸送するセミトレーラ(脱着式スタンション型のものを除く。) 同表中「長さ(001)」については19を、「車両総重量(004)」については、9から16までのうち該当するもの

(5) 第12に基づき基準緩和の認定を受ける長尺貨物を輸送する脱着式スタンション型のセミトレーラ 同表中「長さ(001)」については19を、「車両総重量(004)」については、17から21までのうちのいずれかに該当するもの(該当する本数が無い場合は適当な本数に置き換えて適用する。)

2 (略)

3 地方運輸局長は、第3第12号の自動車について、基準緩和項目がABSである場合には、申請に係る自動車と同一の営業所等に属する自動車の使用状況に応じて、期限を付すものとする。

4 地方運輸局長は、第10の規定に基づき第3第2号に規定するセミトレーラの基準緩和の認定を行う場合には、貨物自動車運送事業用自動車として登録されるものに限るなどの必要な制限を付すものとする。

5 地方運輸局長は、第17の規定に基づき第3第19号又は第20号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、道路を横断する場合に限るなどの必要な制限を付すものとする。

6 地方運輸局長は、第18の規定に基づき第3第22号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、特定地までの一時的な運行であることという条件を付すとともに、審査の結果に応じて、次の各号について条件、期限及び制限を付すものとする。

(1)～(5) (略)

7 地方運輸局長は、第19の規定に基づき第3第23号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、運行は被災地における活動を目的とする場合に限るなどの必要な期限及び制限を付すものとする。

## 第8 基準緩和の認定等

- 1 (略)
- 2 基準緩和の認定に当たって基準緩和項目の一部又は全部の諸元（第10第1項の規定に基づき、車両総重量の範囲を示して認定された自動車にあっては、その上限値でも可とする。）及び制限事項を表示するよう制限を付された自動車にあっては、自動車の後面（基準緩和項目が速度抑制装置、A B S、衝突被害軽減ブレーキ、座席、座席ベルト及び乗車定員である制限事項にあっては自動車の前面及び後面）に施行規則第54条の規定による標識（制限を受けた自動車の標識）に近接した見やすい箇所に、横35ミリメートル、縦60ミリメートル以上の大きさの文字を用いて、別表第3により表示するものとする。

この場合において、複数の項目を表示しようとするときは、別表第3に掲げる順によるものとする。また、最大積載量が指定されている貨物自動車にあっては、最大積載量を他の基準緩和項目の諸元を表示する文字と同じ大きさの文字を用いて表示するものとする。

- 3・4 (略)

## 第9 繼続緩和の認定 (略)

- 1～4 (略)

## 第10 基準緩和の認定一括処理の特例

- 1 (略)
  - (1) (略)
  - (2) (略)
    - ① 新型自動車等であって、次に掲げるもの
- イ～ハ (略)

## 第8 基準緩和の認定等

- 1 (略)
- 2 基準緩和の認定に当たって基準緩和項目の一部又は全部の諸元（第10第1項の規定に基づき、車両総重量の範囲を示して認定された自動車にあっては、その上限値でも可とする。）及び制限事項を表示するよう制限を付された自動車にあっては、自動車の後面（基準緩和項目が速度抑制装置、A B S、衝突被害軽減ブレーキ、座席、座席ベルト及び乗車定員である制限事項にあっては自動車の前面及び後面）に道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第54条の規定による標識（制限を受けた自動車の標識）に近接した見やすい箇所に、横35ミリメートル、縦60ミリメートル以上の大きさの文字を用いて、別表第3により表示するものとする。

この場合において、複数の項目を表示しようとするときは、別表第3に掲げる順によるものとする。また、最大積載量が指定されている貨物自動車にあっては、最大積載量を他の基準緩和項目の諸元を表示する文字と同じ大きさの文字を用いて表示するものとする。

- 3・4 (略)

## 第9 繼続緩和の認定 (略)

- 1～4 (略)

## 第10 基準緩和の認定一括処理の特例

- 1 (略)
  - (1) (略)
  - (2) (略)
    - ① 新型自動車等であって、次に掲げるもの
- イ～ハ (略)

(削除)

二 第3第5号に規定される被けん引自動車

② (略)

2~8 (略)

第11 分割可能な貨物を輸送するセミトレーラの審査の特例

1 地方運輸局長は、第3第2号に規定するセミトレーラであって、分割可能な貨物を輸送することに関し基準緩和（保安基準第4条の2（軸重等）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。ただし、第10の規定による申請の審査については、第2号及び第4号は除く。

(1)～(4) (略)

(削除)

(5) (略)

(削除)

二 第3第2号に規定するセミトレーラ（基準緩和の認定を受ける項目が車両総重量のみのものであって、かつ、貨物自動車運送事業用自動車として登録されるものに限る。）

本 第3第5号に規定される被けん引自動車

② (略)

2~8 (略)

第11 分割可能な貨物を輸送するセミトレーラの審査の特例

1 地方運輸局長は、第3第2号に規定するセミトレーラであって、分割可能な貨物を輸送することに関し基準緩和（保安基準第4条（車両総重量）又は同第4条及び第4条の2（軸重等）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。ただし、第10の規定による申請の審査については、第2号、第4号及び第5号は除く。

(1)～(4) (略)

(5) 申請者の保有する自動車の運行管理体制

(6) (略)

2 前項に関し、あおり型のセミトレーラ、スタンション型のセミトレーラ及び船底型のセミトレーラにあっては、申請者から図面及び構造等に関する検討書の提出を受け、第3第2号に規定するセミトレーラに該当するものであるかどうかを審査するものとし、同号の「十分な強度」又は「十分な深さ」については、申請者が申請する積載の状態（第10の規定による申請については最大積載量）に応じ、積載した貨物に加わる負荷倍数を横方向0.5（船底型にあっては、V字の傾斜約27度

(削除)

2 地方運輸局長は、特殊車両通行許可が受けられること等の通行上の問題が発生する可能性があることから、第1項の審査に当たって、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取することとする。

3 基準緩和の認定を受けた分割可能な貨物を輸送する自動車であって国際海上コンテナを輸送することに関し、第13の審査を経て新たに基準緩和の認定を受ける場合、従前の基準緩和の認定は失効する。

#### 第1.2 長尺貨物を輸送するパン型等セミトレーラの審査の特例

1 地方運輸局長は、第3第3号に規定するセミトレーラであって、長尺貨物を輸送することに関し基準緩和（保安基準第2条（長さ）、同第4条の2（軸重等）及び同第6条（最小回転半径）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

に相当）、前方向0.6及び後方向0.35として審査を行うものとする。この場合において、脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、スタンションの本数を確定するものとする。

3 地方運輸局長は、前二項の規定による審査を行った場合は、輸送しようとする物品の重量に応じ、車両の構造・装置の限界及び車両総重量36トンを超えない範囲で最大積載量（以下「分割可能貨物基準緩和最大積載量」という。）を定めるとともに、分割可能貨物基準緩和最大積載量と車両重量（脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、前項で確定したスタンションの重量を含む。）の合計として分割可能貨物基準緩和車両総重量を定めるものとする。

4 地方運輸局長は、特殊車両通行許可が受けられること等の通行上の問題が発生する可能性があると判断されるセミトレーラにあっては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取することができる。

5 基準緩和の認定を受けた分割可能な貨物を輸送する自動車について国際海上コンテナを輸送することに関し、第13の審査を経て新たに基準緩和の認定を受ける場合、従前の基準緩和の認定は失効する。

#### 第1.2 長尺貨物を輸送するセミトレーラの審査の特例

1 地方運輸局長は、第3第3号に規定するセミトレーラであって、長尺貨物を輸送することに関し基準緩和（保安基準第2条（長さ）、同第4条（車両総重量）、同第4条の2（軸重等）及び同第6条（最小回転半径）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

<p>(1) ~ (5) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2 前項に関し、<u>バン型等の構造</u>については、<u>細目告示第7条の2、同第85条の2及び同第163条の2</u>に定める基準を準用し審査するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第13 国際海上コンテナを輸送するセミトレーラの審査及び表示の特例</p> <p>1 地方運輸局長は、<u>第3第5号</u>に規定するセミトレーラであつて、<u>国際海上コンテナを輸送すること</u>に基準緩和（保安基準第4条（車両総重量）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについては、<u>第6第1項</u>の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。ただし、<u>第10の規定</u>による申請の審査については、<u>第3号及び第4号</u>は除く。</p> <p>(1) <u>45フィートコンテナ等</u>を輸送することにより基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) <u>申請者の保有する自動車の運行管理体制</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>2 前項に関し、<u>第3第3号</u>に規定するスタンション型等の構造については、<u>第11第2項</u>を準用し審査するものとする。この場合において、<u>第11第2項の規定中「第3第2号」</u>とあるのは「<u>第3第3号</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 地方運輸局長は前二項の規定による審査を行った場合は、輸送しようとする物品の重量に応じ、車両の構造・装置の限界及び車両総重量36トンを超えない範囲で分割可能貨物基準緩和最大積載量を定めるとともに、分割可能貨物最大積載量と車両重量（脱着式スタンションにあっては、前項で確定したスタンションの重量を含む。）の合計として分割可能貨物基準緩和車両総重量を定めるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第13 国際海上コンテナを輸送する自動車の審査及び表示の特例</p> <p>1 地方運輸局長は、<u>第3第5号及び第6号</u>に規定する自動車について、<u>第6第1項</u>の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。ただし、<u>第10の規定</u>による申請の審査については、<u>第3号、第4号及び第5号</u>は除く。</p> <p>(1) <u>最大限に積載した国際海上コンテナを輸送すること</u>により基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>(5) <u>申請者の保有する自動車の運行管理体制</u></p>
--	--

(削除)

(5) (略)

(削除)

2 (略)

基準緩和項目 表示の例

車両総重量 「重量35.80トン（36.28トン）」

最大積載量 「最大積載量30.00トン（30.48トン）」

#### 第14 重量緩和セミトレーラの特例

1 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラであって、本項施行後初めて、第5第4項に規定する基準緩和認定変更申請書を提出しようとする者及び第9第1項に規定する継続緩和の認定を申請しようとするものについては、第5第4項又は第9第2項の規定により定める添付資料の他に主要諸元比較表、車両外観図及び計算書を提出するものとする。

2～4 (略)

5 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラについて第9第1項の規定による継続緩和の認定の申請以前に第6第4項後段の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めるよう求めようとするもの及び期限なし重量緩和セミトレーラについて本項施行日以降の初回の継続検査の前日以前に第6第4項後段の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めるよう求めようとするものは、認定を受けた地方運輸局に対し、第2号様式の基準緩和認定変更申請書を提出することができる。この場合において、第2号様式中変更事項及び変更事由については、「分割可能な貨物の輸送」を記載するものとする。また、第4、第5第3項及び第5項、第6第

(6) 第3第6号の自動車にあっては、最大限に積載した40フィートコンテナ等を輸送するトレーラをけん引する場合に後軸重が11.5トンを超えない構造

(7) (略)

2 基準緩和の認定を受けた国際海上コンテナを輸送する自動車について分割可能な貨物を輸送することに関し、第11及び第12の審査を経て新たに基準緩和の認定を受ける場合、従前の基準緩和の認定は失効する。

3 (略)

基準緩和項目 表示の例

車両総重量 「重量27.80トン（35.40トン）」

最大積載量 「最大積載量24.00トン（30.48トン）」

#### 第14 重量緩和セミトレーラの特例

1 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラであって、本項施行後初めて、第5第4項に規定する基準緩和認定変更申請書を提出しようとする者及び第9第1項に規定する継続緩和の認定を申請しようとする者は、第5第4項又は第9第2項の規定により定める添付資料の他に主要諸元比較表、車両外観図及び計算書を提出するものとする。

2～4 (略)

5 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラについて第9第1項の規定による継続緩和の認定の申請以前に第6第4項後段の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めるよう求めようとする者及び期限なし重量緩和セミトレーラについて本項施行日以降の初回の継続検査の前日以前に第6第4項後段の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めるよう求めようとする者は、認定を受けた地方運輸局に対し、第2号様式の基準緩和認定変更申請書を提出することができる。この場合において、第2号様式中変更事項及び変更事由については、「分割可能な貨物の輸送」を記載するものとする。また、第4、第5第3項及び第5項、第6第4項

4項後段、第7第1項並びに第8第1項、第2項及び第3項の規定は、本項の申請について準用する。

#### 6・7 (略)

### 第15 自動車製作業者等の試験自動車の特例

1 地方運輸局長は、第3第1号から第5号に規定する自動車であって、自動車製作業者等が走行試験を行うものについては、第4第1項の規定にかかわらず、自動車製作業者等に限り申請を行うことができることとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。

#### 2 (略)

3 第3第1号に規定する自動車であって単体物品を輸送することに関し基準緩和の認定を受けようとするものについては、第7第2号の規定にかかわらず、基準緩和の期限を自動車製作業者等証明書の有効期間までとする。

ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

### 第16 臨時運行の許可を受けて運行する自動車の特例

1 地方運輸局長は、法第34条第1項の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車（以下「臨時運行許可自動車」という。）であって、基準緩和の認定を受ける必要なものについて、工場と工場、保管施設若しくは試験場との間又はこれらの相互間を運行する場合に限り、第4第1項の規定にかかわらず、自動車製作業者等に限り申請を行うことができることとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。

### 第17 道路を横断する場合に限って運行する分割可能な貨物を輸送する自動車の特例

後段、第7第1項並びに第8第1項、第2項及び第3項の規定は、本項の申請について準用する。

#### 6・7 (略)

### 第15 自動車製作業者等の試験自動車の特例

1 地方運輸局長は、第3第1号から第6号に規定する自動車であって、自動車製作業者等が走行試験を行うものについては、第4第1項の規定にかかわらず、自動車製作業者等に限り申請を行うことができることとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。

#### 2 (略)

3 第3第1号に規定する自動車であって単体物品を輸送することに関し基準緩和の認定を受けようとするものにあっては、第7第2号の規定にかかわらず、基準緩和の期限を自動車製作業者等証明書の有効期間までとする。

ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

### 第16 臨時運行の許可を受けて運行する自動車の特例

1 地方運輸局長は、道路運送車両法第34条第1項の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車（以下「臨時運行許可自動車」という。）であって、基準緩和の認定を受ける必要なものについて、工場と工場、保管施設若しくは試験場との間又はこれらの相互間を運行する場合に限り、第4第1項の規定にかかわらず、自動車製作業者等に限り申請を行うことができることとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。

### 第17 道路を横断する場合に限って運行する分割可能な貨物を輸送する自動車の特例

1 地方運輸局長は、第3第18号に規定する自動車であって、保安基準第2条（長さ）、同第4条（車両総重量）、同第4条及び第4条の2（軸重等）又は同第6条（最小回転半径）の規定に係る基準緩和の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件及び制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

(1)～(4) (略)

(削除)

(5) (略)

2・3 (略)

#### 第18 トレーラ・ハウスの特例

1 第3第20号に規定する自動車にあっては、第4第1項の規定にかかわらず、当該トレーラ・ハウスを運行させようとする者が申請を行うことができる。

2 地方運輸局長は、前項の自動車であって、基準緩和の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書及び次の各号に掲げる添付資料により審査するものとする。

(1)～(10) (略)

3 (略)

1 地方運輸局長は、第3第19号及び第20号に規定する自動車であって、分割可能な貨物を輸送することに關し、保安基準第2条（長さ）、同第4条（車両総重量）、同第4条及び第4条の2（軸重等）（軸重等にあっては駆動軸にエアサスペンションを装着する車両であって駆動軸重が11.5トンを超えない場合に限る。）又は同第6条（最小回転半径）の規定に係る基準緩和の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

(1)～(4) (略)

#### (5) 申請者の保有する自動車の運行管理体制

(6) (略)

2・3 (略)

#### 第18 トレーラ・ハウスの特例

1 第3第22号に規定する自動車にあっては、第4第1項の規定にかかわらず、当該トレーラ・ハウスを運行させようとする者が申請を行うことができる。

2 地方運輸局長は、第3第22号に規定する自動車にあっては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書及び次の各号に掲げる添付資料により審査するものとする。

(1)～(10) (略)

3 (略)

## 第19 災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車の特例

- 1 地方運輸局長は、第3第21号に規定する自動車にあっては、第6第1項の規定にかかるわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件及び制限に違反して使用されるおそれの有無を、申請書及び次の各項に掲げる添付資料により審査するものとする。
- 2 前項の申請をしようとするものであって災害応急対策の用に供する自動車は、別表第1にかかるわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付するものとする。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に加え既に交付されている基準緩和認定書の他、次の4号及び6号を添付すればよいものとする。

(1) ~ (6) (略)

- 3 前1項の申請をしようとするものであって、災害復旧の用に供する自動車については、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付するものとする。この場合において、別表第1に掲げる項目以外の緩和項目を申請する場合は次に掲げる資料を添付すること。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に加え既に交付されている基準緩和認定書の他、次の5号及び8号を添付すればよいものとする。

(1) ~ (8) (略)

## 第20 行政処分等

- 1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けた自動車について、当該自動車の使用者以外の者が使用した場合も含め、法に照らして適切な運行が行われていないと認められた場合、付された条件若しくは制限に違反して運行した場合又は基準緩和の認定の申

## 第19 災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車の特例

- 1 地方運輸局長は、第3第23号に規定する自動車にあっては、第6第1項の規定にかかるわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を、申請書及び次の各項に掲げる添付資料により審査するものとする。
- 2 前項の申請をしようとするものであって災害応急対策の用に供する自動車は、別表第1にかかるわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付すること。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に次の4号及び6号を添付すればよい。

(1) ~ (6) (略)

- 3 前1項の申請をしようとするものであって災害復旧の用に供する自動車は、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付すること。この場合において、別表第1に掲げる項目以外の緩和項目を申請する場合は次に掲げる資料を添付すること。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に次の5号及び8号を添付すればよい。

(1) ~ (8) (略)

## 第20 行政処分等

- 1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けた自動車について、当該自動車の使用者以外の者が使用した場合も含め、道路運送車両法に照らして適切な運行が行われていないと認められた場合、付された条件若しくは制限に違反して運行した場合又は基準緩

請に当たって虚偽の申請を行った場合は、別途定めるところにより、その違反事項等に応じて文書勧告、文書警告又は基準緩和の認定の取消処分を行うものとする。

2 (略)

3 (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 第3第7号に規定する自動車で、使用の本拠の位置が基準緩和認定時に使用の本拠を有していた離島以外の位置に移った場合

(5) 第3第20号に規定する自動車で、第8第1項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に特定地までの運行が終了した場合

(6) 第3第21号に規定する自動車で、第8第1項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に災害応急対策又は災害復旧活動のための運行が終了した場合

4 (略)

和の認定の申請に当たって虚偽の申請を行った場合は、別途定めるところにより、その違反事項等に応じて文書勧告、文書警告又は基準緩和の認定の取消処分を行うものとする。

2 (略)

3 (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 第3第8号に規定する自動車で、使用の本拠の位置が基準緩和認定時に使用の本拠を有していた離島以外の位置に移った場合

(5) 第3第22号に規定する自動車で、第8第1項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に特定地までの運行が終了した場合

(6) 第3第23号に規定する自動車で、第8第1項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に災害応急対策又は災害復旧活動のための運行が終了した場合

4 (略)

別表第1 添付資料一覧表（第5及び第9関係）

適用 条 項	項目		保安基準第55条 第1項に規定する 大臣が定める告示	1~13
告 示	長さ、幅及び 高さ	(略)	(略)	(略)
第1 条 第1	車両総重量 新規緩和（認定要領 第3第2号、第3 号、第5号及び第1 号の自動車を除 く）	(略)	(略)	(略)

別表第1 添付資料一覧表（第5及び第9関係）

適用 条 項	項目		保安基準第55条 第1項に規定する 大臣が定める告示	1~13
告 示	長さ、幅及び 高さ	(略)	(略)	(略)
第1 条 第1	車両総重量 新規緩和（認定要領 第3第2号、第3 号、第5号、第19 号及び第20号の 自動車を除く）	(略)	(略)	(略)

号	継続緩和（認定要領 第3第2号、第3号 及び第5号の自動 車を除く）	(略)	(略)	号	継続緩和（認定要領 第3第2号、第3号 及び第5号の自動 車を除く）	(略)	(略)
	新規緩和（認定要領 第3第4号（認定要 領第3第2号及び 第3号の自動車を けん引する能够 できる構造を有す る場合を除く）の自 動車に限る）	(略)	(略)		新規緩和（認定要領 第3第4号（認定要 領第3第2号及び 第3号の自動車を けん引する能够 できる構造を有す る場合を除く）の自 動車に限る）	(略)	(略)
	新規緩和（認定要領 第3第5号の自動 車に限る）	(略)	(略)		新規緩和（認定要領 第3第5号の自動 車に限る）	(略)	(略)
	新規緩和（認定要領 第3第2号、第3号 及び第4号（認定要 領第3第2号及び 第3号の自動車を けん引する能够 できる構造を有す る場合に限る）の自 動車に限る）	(略)	(略)		新規緩和（認定要領 第3第2号、第3号 及び第4号（認定要 領第3第2号及び 第3号の自動車を けん引する能够 できる構造を有す る場合に限る）の自 動車に限る）	(略)	(略)
	新規緩和（認定要領 第3第18号の自	(略)	(略)		新規緩和（認定要領 第3第19号及び	(略)	(略)

	動車に限る)				第20号の自動車 に限る)		
軸重等	新規緩和(認定要領 第3第2号、第3 号、第5号及び第1 8号の自動車に限 る)	(略)	(略)	軸重等	新規緩和(認定要領 第3第2号、第3 号、第5号、第6号、 第19号及び第2 0号の自動車に限 る)	(略)	(略)
	継続緩和(認定要領 第3第2号、第3号 及び第5号の自動 車を除く)	(略)	(略)		継続緩和(認定要領 第3第2号、第3 号、第5号及び第6 号の自動車を除く)	(略)	(略)
	新規緩和(認定要領 第3第4号(認定要 領第3第2号及び 第3号の自動車を けん引するこ <sup>と</sup> ができる構造を有す る場合を除く)の自 動車に限る)	(略)	(略)		新規緩和(認定要領 第3第4号(認定要 領第3第2号及び 第3号の自動車を けん引するこ <sup>と</sup> ができる構造を有す る場合を除く)の自 動車に限る)	(略)	(略)
	新規緩和(認定要領 第3第2号、第3号 及び第4号(認定要 領第3第2号及び 第3号の自動車を けん引するこ <sup>と</sup> ができる構造を有す る場合を除く)の自 動車に限る)	(略)	(略)		新規緩和(認定要領 第3第2号、第3号 及び第4号(認定要 領第3第2号及び 第3号の自動車を けん引するこ <sup>と</sup> ができる構造を有す る場合を除く)の自 動車に限る)	(略)	(略)

	できる構造を有する場合に限る)の自動車に限る)				できる構造を有する場合に限る)の自動車に限る)		
	新規緩和(認定要領第3第18号の自動車に限る)	(略)	(略)		新規緩和(認定要領第3第19号及び第20号の自動車に限る)	(略)	(略)
	新規緩和(認定要領第3第10号の自動車に限る)	(略)	(略)		新規緩和(認定要領第3第10号の自動車に限る)	(略)	(略)

(以下省略)

注)

1. 第3第13号に基づく基準緩和申請については、同表によらず「飛行場の制限区域内で使用するため、点滅する灯火を備えつけなければならないことを飛行場の設置者等が証する書面」、「点滅する灯火の取付け位置、灯火の概ねの大きさ・形状が分かる程度の図面又は写真」、「点滅する灯火の光度等が分かる資料」及び「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とする。
2. 第3第14号に基づく基準緩和申請については、同表によらず「誘導する基準緩和自動車の自動車検査証の写し」、「保有車両一覧表」、「遵守事項の誓約書」、「点滅する灯火の取付け位置、灯火の概ねの大きさ・形状が分かる程度の図面又は写真」、「点滅する灯火の光度等が分かる資料」及び「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とする。
3. 第3第17号に基づく基準緩和申請については、同表によらず、「国際埠頭施設の制限区域の周辺で使用するため、点滅する灯火を備え付けなければならないことを港湾事務所長等が証する書面(保安巡視を行う国際埠頭施設の制限区域の周囲の地図を含む。)」、「点滅する灯火の取付け位置、灯火の概ねの大きさ・形状が分かる程度の図面

(以下省略)

注)

1. 第3第14号に基づく基準緩和申請については、同表によらず「飛行場の制限区域内で使用するため、点滅する灯火を備えつけなければならないことを飛行場の設置者等が証する書面」、「点滅する灯火の取付け位置、灯火の概ねの大きさ・形状が分かる程度の図面又は写真」、「点滅する灯火の光度等が分かる資料」及び「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とする。
2. 第3第15号に基づく基準緩和申請については、同表によらず「誘導する基準緩和自動車の自動車検査証の写し」、「保有車両一覧表」、「遵守事項の誓約書」、「点滅する灯火の取付け位置、灯火の概ねの大きさ・形状が分かる程度の図面又は写真」、「点滅する灯火の光度等が分かる資料」及び「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とする。
3. 第3第18号に基づく基準緩和申請については、同表によらず、「国際埠頭施設の制限区域の周辺で使用するため、点滅する灯火を備え付けなければならないことを港湾事務所長等が証する書面(保安巡視を行う国際埠頭施設の制限区域の周囲の地図を含む。)」、「点滅する灯火の取付け位置、灯火の概ねの大きさ・形状が分かる程度の図面

又は写真」、「点滅する灯火の光度等が分かる資料」及び「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とする。

別表第2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限（第7及び第13関係）

基準緩和項目（数字番号）	条件又は制限（数字番号）
長さ（001）	1～18（略） 19 長さの基準を超えて分割可能な貨物を積載し運行する場合の積載物品は、長さ <u>13</u> メートルを超えるものに限る。
（以下省略）	

別表第3 （略）

別表第4 （略）

第1号様式～第8号様式 （略）

参考1～8 （略）

又は写真」、「点滅する灯火の光度等が分かる資料」及び「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とする。

別表第2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限（第7及び第13関係）

基準緩和項目（数字番号）	条件又は制限（数字番号）
長さ（001）	1～18（略） 19 長さの基準を超えて分割可能な貨物を積載し運行する場合の積載物品は、長さ <u>12</u> メートルを超えるものに限る。
（以下省略）	

別表第3 （略）

別表第4 （略）

第1号様式～第8号様式 （略）

参考1～8 （略）

#### 附 則（平成27年3月31日 国自技第197号）

（適用時期）

- この要領は、平成27年5月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。